

普通恩給失権事由非該当申立書

1 刑に処せられたこと等に関する申立て  
(次の該当する番号に○印をつけてください。)

公務員(旧軍人等)は { (1) 退職(復員等)後  
(2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に }

次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

2 再就職に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)

公務員(旧軍人等)は退職(復員等)後、国家公務員、地方公務員共又は  
旧公共企業体(三公社)職員として勤務したことが { (1) ない。  
(2) ある。

((2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。)

勤務期間 年 月 ~ 年 月

勤務先・官職名

勤務期間 年 月 ~ 年 月

勤務先・官職名

(上記の期間、勤務した公務員が死亡したことにより、あなたが扶助料又は遺族(共済)年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。)

証書記号番号・年金コード

証書の発行機関

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立書氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)